

令和2年9月18日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和2年9月18日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	神原 宏一
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、7番 金井 浩三 君・14番 志村 忠昭 君を指名致します。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

9月14日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、隅岡 美子君。

総務教育常任委員会委員長（隅岡 美子）

令和2年9月14日に開催されました総務教育常任委員会の結果を次のとおりご報告申し上げます。

審議事項、

議案第2号、令和2年度多度津町一般会計補正予算（第4号）、

議案第3号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）、

議案第4号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）、

議案第5号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）、

議案第6号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）、

議案第7号、令和元年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、

議案第8号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について、

議案第9号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について、

議案第10号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について、

議案第11号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について、

議案第12号、令和元年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定
について

審議結果、

議案第2号から第12号までについて、委員、傍聴議員より、

- 一つ、環境衛生費の地域環境整備支援事業補助金300万円は自治会活動で使用する感染防止対策とのことだが、補助の内容と支給条件を教えてください。非接触型検温器は該当するのか。
- 一つ、監査委員費が766万6千円の減額になっているが、根拠を教えてください。
- 一つ、農業振興費の「みんなで守る地域農業支援事業費補助金」273万7千円の説明をお願いしたい。
- 一つ、老人福祉費の工事費693万円は何をするのか。
- 一つ、地域猫活動支援事業補助金54万円の増額になっているが、前は27万円だったので増えているのか、金額は同じではないのか。
- 一つ、商工振興費の「町農水産物を活用した新商品開発事業補助金」の説明をお願いしたい。
- 一つ、商工振興費の「農漁業者持続化支援事業給付金」の説明をお願いしたい。
- 一つ、土木総務費の給料787万8千円減額は人事異動によるものなのか。
- 一つ、学校給食臨時休業補償金で90万円を計上しているが、この根拠はどういうものなのか。臨時休業等の補償は1市2町協議会ではっきりと決めておくべきではないのか。この補償金は国の交付金の対象になるのか。
- 一つ、港湾建設費の高見浦地区船揚場整備事業の委託料50万円は何なのか。また、高見浦地区船揚場の本体工事はどうなっているのか。
- 一つ、学校給食共同調理場費の時間外勤務手当226万円の補正が計上されているが、職員の負担が大きくなっているのではないか。他自治体では残業が多くてクモ膜下出血で倒れて裁判になっている事例もあるので、負担が軽くなるように検討してもらいたい。
- 一つ、賦課徴収費の町税還付金1千万円の補正が計上されているが、内訳を説明してもらいたい。
- 一つ、職員数が5月1日現在と9月1日現在で2人減っているが、1級の職員が2人減っているのは、5月から9月の間に給料の定期昇給などの変更があったのか。級ごとの人数が変わるのはおかしいのではないか。
- 一つ、琴平町役場では入口に非接触型の検温装置を設置しているが、多度津町では計画がないのか。12月議会で補正してでも設置してもらいた

い。

- 一つ、センサー付手洗い器を幼稚園・保育所に設置していないのはなぜか。
- 一つ、決算審査で監査委員の各課への意見が出ているが、その回答はどうなっているのか。前年の改善が出来ていない場合はどうなるのか。
- 一つ、今年は28億円の基金が25億円になって3億円減っており、このままいくと8年でなくなるが、将来的な展望はどうなるのか。
- 一つ、実質公債費比率が9.5%から今年は10.5%となっており、早期健全化基準だと25.0%、財政再生基準だと35.0%という基準があるが、それとは別に15%が警戒ラインで20%が危険ラインと言われていて10%を超えないことが望ましいとされているが、今後の新庁舎などで実質公債費比率がどうなると予測しているのか教えてもらいたい。
- 一つ、成果報告に町債の状況が令和10年まで記載されているが、この数字は変わらないのか。
- 一つ、ふるさと納税を原資としている各事業への配分は、どのようにしているのか。図書館運営費などへの充当比率は高く、課や款によって差があるのでないか。
- 一つ、堀江サッカー場の利用状況を教えてもらいたい。
- 一つ、町税の不納欠損が632件あるが、どういう風に処理していくのか。
- 一つ、国保会計で延滞金884万円や督促手数料24万円が記載されているが、最終的な見込みはあるのか、租税債権管理機構に委託しているのか。また、滞納者に短期保険証を交付しているのか。
- 一つ、国保会計の雑入の分かりやすい説明をお願いしたい。
- 一つ、国保高額貸付基金の貸付の条件や最近2～3年の利用状況を教えてもらいたい。今後は国保会計の正常な運営のために状況を見ながら、基金の廃止も念頭に入れてきちんとした管理をお願いしたい。
- 一つ、下水道事業の受益者負担金の不納欠損額18万5千3百円と下水道使用料の不納欠損について説明をお願いしたい。
- 一つ、介護保険事業の認定調査費予算1,449万2千円のうち不用額が193万2千98円で13%と比率が高いが、内容と原因を教えてもらいたい。
- 一つ、介護保険事業の介護予防サービス給付費の当初予算4,570万8千円に補正を737万5千円して、不用額が295万8,188円で5.5%の比率になっているが、不用額の内訳と要因を教えてもらいたい。
- 一つ、介護保険事業の居宅介護住宅改修費予算481万2千円から予備費で24万7千48円の減額があって不用額が91万292円が出ているが、その原因を教えてもらいたい。
- 一つ、介護保険事業の地域密着型サービス運営委員会と計画策定委員会の予

算は全額が不用額になっているのは、去年は開催してないからだが、今年はどうなるのか。

一つ、介護保険事業の普通徴収の収入未済額225万7,010円と不納欠損額228万2,160円とあって徴収率が98.63%となっているが、不納欠損額は滞納繰越分とするのか、どういう風に処理するのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、地域環境整備支援事業補助金は、自治会の清掃活動に対して新型コロナウイルス感染防止を目的として配布するマスク・手袋・手指消毒用アルコール等の購入に充てるため、自治会の戸数によって4段階に分けて3万円から10万円の補助金を支給する予定である。非接触型検温器は想定していないが、1万円程度なので補助金の範囲ならば検討したい。

一つ、当初予算編成時には人事が確定しておらず監査委員費の給与等は正規職員で計上していたが、今年度は会計年度任用職員を配置して対応しているため、今回減額補正している。

一つ、「みんなで守る地域農業支援事業費補助金」は県支出金での212万1千円の機械補助で青木宮農組合の乾燥機購入である。

一つ、老人福祉費の工事費は、「ほのぼの荘」の工事である。

一つ、地域猫活動団体は6団体あり、その中で新たな団体に対して増額するものであり、1団体27万円は変わっていない。

一つ、「町農水産物を活用した新商品開発事業補助金」200万円の補正は、当初予算で1件50万円で2件分100万円を計上していたが、臨時交付金に該当するので1件100万円に引き上げて活用するものである。

一つ、「農漁業者持続化支援事業給付金」330万円の補正は、収入の減った農業者・漁業者で国の持続化給付金を受けた人を対象に町が単独で上乘せして1人当たり5万円を支給しようとするもので66件を想定している。

一つ、土木総務費の給料減額は人事異動により、補佐級職員と中堅職員の2名が異動になり、新人1名と再任用職員1名、中堅職員1名の配置になったことによるものである。

一つ、学校給食臨時休業補償金は、パンやゴハンを委託で作っている事業者に対する4月・5月に給食停止したことによる補償であり、善通寺・琴平も同様に予算を計上している。今回の補償費はSPCの契約には入っておらず、県の学校給食会と委託業者との契約なので国の施策によって臨時休業となった補償をするものである。補償金は国の交付金の対象になる。

- 一つ、港湾施設は5年に1回の点検を行わなければならないが、高見浦地区船揚場の工事においては出来ていなかった点検も補助対象となるので、今回補正予算を計上している。今年度に設計と現地調査、測量、地質調査を実施予定である。
- 一つ、1市2町学校給食共同調理場に1名が出向しているが、今年度に他市町の職員が人事異動等で代わっているため当町の職員への負担が大きくなっている。健康面も含めて適正な仕事配分になるように協議会に申し入れをしていく。
- 一つ、町税還付金1千万円の補正は、前年に景気の良かった造船会社が法人町民税を令和元年度は平成30年度に納めた半額を予定納税という形で事前に払い込みをしていたものの令和元年度中に業績が落ち込んだため、今年の4月以降に申告があつて納め過ぎたものを約1,890万円還付することになったことに伴う措置である。
- 一つ、給料の変更は5月から9月の間にはなく、職員数の変化は予算上の人数であり、5月1日現在では記載の人数で予算を組んでいたが、今回の9月補正で修正したものである。人数の変化は国保などの会計間の異動によるものである。
- 一つ、今のところ設置していないが、非接触型のサーモグラフィは購入予定であり、状況を見ながら判断したい。
- 一つ、小学校は今回の補正でセンサー付手洗い器を設置予定であるが、幼稚園はトイレの改修に併せて蛇口を接触の少ないタイプに換えているので今回はセンサー付手洗い器の補正を計上していないが、今後必要と判断すれば補正予算で対応したい。
- 一つ、決算審査の監査委員の意見に対する回答は、翌年に報告することになる。前年の指摘が改善しないことがないように努めたい。
- 一つ、財政調整基金は一般財源の年度間調整をするためのもので、3億円減少しているのは単年度の収支バランスが歳出が多かったということになるが、歳入を今まで以上に確保することと併せて歳出を出来るだけ削減するために新規事業は慎重に検討し、既存の事業も縮小や廃止することを常に考えなければならないと思っている。
- 一つ、実質公債費比率は10.5%と少し増えた状態になるが、そこから急激に上昇する状況にはないと考えている。以前は18%を超えていて起債をするのに国の許可を要した時期もあったものの比率は徐々に改善していたが、複数の大型事業を実施したことで上昇に転じている状況なので数値には注視する必要があると考えている。

- 一つ、成果報告に記載している町債の状況は、令和元年度までに借り入れしている償還の計画なので、2 年度以降に借り入れが生じれば、この数字は変わることになる。
- 一つ、ふるさと納税については、寄附者が希望する事業に充当しており、それ以外は一般財源の額により按分しているので、事業による特段の振り分けはしていない。一般財源と同様の取り扱いをしており、事業による意識的なことをしている訳ではない。
- 一つ、堀江サッカー場は毎週土曜日、日曜日にジョイナス多度津が主に利用しており、年間で約 1 万人程度である。
- 一つ、租税債権管理機構に委託するなど適正な執行管理をした上で、徴収できないものを法令に基づいて不納欠損を毎年実施している。
- 一つ、国保税を翌年の 5 月末までに払う見込みのない場合は、租税債権管理機構に委託している。最近では短期保険証を発行していないが、滞納があっても定期的に誓約書の中で払っている場合は、長期保険証を発行している。支払う意思がない場合は資格者証を発行しており、18 歳未満の子供がいる世帯には通常の保険証を発行している。
- 一つ、国保会計の雑入は、過年度分の特定検診に係る国や県からの補助金であり、過年度分のため雑入で処理している。
- 一つ、国保高額貸付基金は、限度額適用認定証制度が出来た平成 19 年を最後に新たな利用はない状況である。過去には限度額適用認定証を作らずに入院して自己負担金の数十万円が用意できなかったケースもあり、貸付をする可能性があるので直ちに基金を廃止する考えはない。
- 一つ、下水道を接続した時の受益者負担金と下水道使用料は督促を行いながら、支払われないものは不納欠損として処理している。
- 一つ、認定調査費の不用額の主なものは、認定調査員の賃金と主治医の意見書である役務費の手数料であり、コロナの影響により認定調査が減少したためである。
- 一つ、介護予防サービス給付費の通所介護と訪問介護が平成 29 年度から地域支援事業に移行して、ディサービスと訪問介護以外のサービスとなっており、不用額の主なものは通所のリハビリや福祉用具貸与等の減少と思われる。
- 一つ、居宅介護住宅改修については 3 月議会の予算提出までに読めない部分があり、年度末に申請が出る場合もあるので、少し残るような予算組にしている。

一つ、計画策定委員会は今年度が介護事業計画の策定期間になっているので、年間 3～4 回開催する予定である。地域密着型サービス運営委員会は、必要な時にだけ開催することになっている。

一つ、不納欠損額はその名称のとおり、もう集めないものとして扱い、滞納繰越分には含まれない。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第 2 号から議案第 6 号までについては、委員会として原案を可決し、議案第 7 号から議案第 12 号までについては、委員会として原案を認定した。

また、その他として、執行部より他 4 件の報告があった。

以上で委員会報告を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告は終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、9月14 日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、渡邊 美喜子君。

建設産業民生常任委員会委員長（渡邊 美喜子）

建設産業民生常任委員会の結果報告について、令和2年9月14日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項、

議案第1号、多度津町犬の危害防止条例の廃止について

審議結果、議案第1号について委員、傍聴議員より、

一つ、最近の野犬の被害について聞きたい。

一つ、最近、桃陵公園とかの野犬の数は増えているのか、減っているのか。

一つ、最近イノシシが増えて、野良犬が山から町へ下りて来ているが、苦情はないのか。

一つ、通学路で野犬が子犬を産んで6匹になっている。捕獲箱を置いているが状況は変わっていないので、危害を加えられないように捕獲箱以外の捕獲の対応は出来ないのか。

一つ、いつ捕獲されるのか明確ではないし、児童の通学路でもあり、咬まれたら一大事になるので、条例を廃止しても、その都度代替案を検討してもらいたい。

その他意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、近年は野犬の被害については、ほとんどない。一部の地域によっては、野犬に吠えられたり、子供が追いかけられたという情報はある

が、咬まれたという報告はない。

一つ、町内で捕獲された野犬は、平成29年度は81頭、平成30年度72頭、令和元年度75頭、令和2年度9月までで40頭である。

一つ、野犬とイノシシの関係があるような情報は入っていないので、関係性があるのかは分からない。

一つ、昔のように縄や針金を野犬の首にかける捕獲の方法は、現在動物愛護法等により認められていない。中讃保健所が所有している敷地を囲い込む捕獲器があるので、土地の利用など地元の人との協力が得られれば、保健所と協力して対応したい。

一つ、可能な限り地域の人に協力してもらって捕獲をしており、地域に住み付いている野犬の情報をもらえば、積極的に保健所と一緒に捕獲を行いたい。条例には毒物での毒殺や麻酔を使用して捕獲する方法が主に定められており、獣医師でないと対応できない内容になっているため廃止するものであるが、野犬の捕獲に関しては従来の対応をしている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号については、委員会として原案を可決した。また、その他として、執行部より他1件の報告があった。以上です。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3. 議案第1号、多度津町犬の危害防止条例の廃止についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、令和2年度多度津町一般会計補正予算（第4号）を議題と致します。これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、令和元年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

発言の前に議長に許可を頂きたいんですが、マスクをはずして発言したいので、一般質問の質問席でよろしいでしょうか。許可をお願いしたいと思います。

議長（村井 勉）

許可します。どうぞ。

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和2年第3回多度津町議会9月定例会におきまして、議案第7号、「令和元年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について」次の点で反対討論を致します。

款1. 議会費として、香川人権研究所会費2万円。

款3. 民生費として、人権同和施策事業費447万4,531円のうち、委託料として、部落解放人権政策確立要求国民運動多度津町実行委員会委託料95万円、部落解放同盟香川県連合会負担金50万円、人権同和関係外郭組織及び各種研修会負担金67万3,600円の計212万3,600円であります。

そして款10. 教育費と致しまして人権同和教育事業費として133万8,982円のうち、香川県人権研究所会員負担金5万2,400円、全国人権保育研究集会負担金2万5,510円、町内幼小中学校人権同和教育研究補助金15万円の計22万7,910円が決算されており、総合計で237万1,510円が決算認定をされております。

このことは、「部落差別のない社会を実現する」ことを目的に制定された「部落差別解消推進法」が、その名称とは逆に差別の解消どころか「差別の固定化、永久化になりかねない」こと。また「部落差別」の解消をむしろ阻害するものであることが明らかになってきております。

まず、「部落差別解消推進法」に関する「参議院法務委員会付帯決議」（2016年12月8日）が指摘する「部落差別の解消を阻害してきた要因」では、1986年地域改善対策協議会での「今後における地域改善対策についての意見具申」以下、文章が長いので地対協「意見具申」と述べて参ります。

そこで、地対協「意見具申」は「同和地区の実態が大幅に改善され、実態の劣悪性が差別的な偏見を生むという一般的な状況がなくなっている」にもかかわらず、差別意識がなお、存在しているのは、「差別意識の解消を阻害し、また、新たな差別意識を生むような様々な新しい要因」が存在しているからだと指摘をしております。

「新しい要因」とは、①行政の主体性の欠如、②同和関係者の自立、向上の精神の涵養の視点の軽視、③番目にえせ同和行為の横行、④番目に同和問題についての自由な意見の潜在化傾向、この4点であります。

この4点の「新しい要因」が「部落差別の解消を阻害してきた要因」であり、今日でも、この克服こそ「部落差別」解消の焦点であると指摘をされております。

また、「部落差別解消推進法」の提案理由とされたインターネット上の「部

落差別」があります。「部落差別解消推進法」の部落解放同盟などの推進派の人達は一様にインターネット上に「部落差別」は溢れていることを強調しておりますが、本当に溢れているのでしょうか。

「ヤフー知恵袋」を検索し、「同和」という言葉でヒットした200件について検証した杉島幸生さんの実例がありますが、この200件から「結婚（交際）」に関する質問とベストアンサー（もっともすぐれた回答）を取り出して分析し、インターネット上でも「いろいろ悩みながら差別を克服したい、克服すべきという健全な市民感覚が存在していることが確認できた」と結論づけております。さらに、「結婚（交際）」以外でも「旧同和地区住民に対する蔑視や忌避の感情を表している質問、解答は少数で「新しい要因による新たな差別意識」に触れた質問、回答が多数あることを示し、「部落差別解消推進法」推進派の人達の指摘は「事実をそのまま伝えるのではなく、過大に表現しているものが多く見受けられる」と批判をしております。続いて「部落差別解消推進法」推進派の人達が、特定の人が「旧同和地区」の出身者であることを指摘することやある地域について「旧同和地区」であると特定することを「晒」と呼んで問題にしております。たしかに、特定の人が「旧同和地区」の出身者であることを指摘することは、個人情報やプライバシー保護の問題ではあるものの、それ自体が「差別性を含んでいる」とは言えないこと、ある地域がかつて「部落」と呼ばれるところであったと指摘することが「差別であるとか差別を煽動する」ものだとなれば、いまだ実施されている同和施策の対象となっている地域の名前をあげて批判することさえ出来なくなると指摘されております。

ですから「部落差別のない社会を実現する」ためには、「部落差別解消推進法を廃止すること。」「部落問題について自由に意見交換ができる環境」づくりを実現することが大切であります。このようなことから、従って議案第7号、「令和元年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定」については、①異常気象に伴う熱中症、食中毒による対策や②コロナ禍による町内小児インフルエンザ予防接種及び65歳以上の肺炎球菌ワクチン予防接種への無料化、若しくは高校生までへの予防接種対象拡大に広げることや③コロナ、高齢者対策でのエアコン購入、買い換えの為の一部補助を出しての支援施策などに使うべきであり、改善すべき点があるので、議案第7号、「令和元年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定」については、反対を致します。以上です。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって討論を終結致します
これより、議案第7号についてを採決致します。
本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(村井 勉)

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出
決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療
所歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第13. 議案第11号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第14. 議案第12号、令和元年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第15. 意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出についてを議題と致します。

案文は、お手元に配付のとおりであります。

なお、タブレットにも掲載しております。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

この意見書（案）について、読み上げをよろしくお願い致します。

議長（村井 勉）

読み上げは省略致します。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、意見書案第1号についてを採決致します。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第16. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は全て終了致しました。

これにて、令和2年第3回多度津町議会定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

閉会 午前9時51分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和2年9月18日
第3回多度津町議会定例会

議長

議員

議員

事務局長

書記